

京都大学大学院農学研究科附属農場共同利用規程

令和 7 年 2 月 1 3 日

農学研究科長裁定制定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、京都大学大学院農学研究科附属農場（以下「農場」という。）が共用設備として認定した設備、機器等（以下「設備等」という。）の共同利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備等)

第 2 条 この規程において対象となる設備等は、別表 1 に掲げるものとする。

(管理責任者)

第 3 条 農場に、設備等の適正な管理を行うため、管理責任者を置き、農学研究科附属農場長をもって充てる。

(利用資格)

第 4 条 設備等を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都大学（以下「本学」という。）の教職員又は学生
- (2) 国、地方公共団体、国立大学法人若しくは大学共同利用機関法人、独立行政法人又は教育研究を事業目的とする法人若しくは団体に所属する者
- (3) 企業等において研究開発に従事する者
- (4) その他管理責任者が適当と認めた者

(利用日)

第 5 条 設備等は毎日利用できる。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特に必要と認めるときは、利用可能な日であっても利用を禁止することがある。

(利用単位)

第 6 条 設備等の利用単位は、1 月とする。

(利用申請)

第 7 条 設備等を利用しようとする者は、当該設備等を利用しようとする日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）の 3 か月前から 1 か月前までに、管理責任者に所定の申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

(利用承認)

第 8 条 管理責任者は、前条により利用申請があったときは、その承認又は不承認を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

- 2 設備等の利用承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用日時を変更し、又は利用を取り止める場合には、承認を受けた利用予定日（複数日に連続してまたがる場合はその最初の日）から起算して原則 10 日前までに管理責任者に申し出て、その承認を受けなければならない。申出の期日を経過した場合は、設備等の利用日時の変更又は利用の取止めを申し出ることができない。

(利用料)

第 9 条 利用者は、次条に定める方法により、別表 1 に定める設備等の利用料を納付するも

のとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、管理責任者が特別の理由があると認めるときは、利用料の全部又は一部を免除することができる。
- 3 一旦納付された利用料は、返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用料の全部又は一部を返還する。
 - (1) 前条第2項の利用日時の変更又は利用の取止めを承認した場合
 - (2) 農場の都合により承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させた場合
(利用料の納付方法)

第10条 利用料の納付は、次の各号に掲げる方法によるものとする。

- (1) 大学運営費については予算振替によるものとする。
 - (2) 受託研究等、寄附金、本学に交付される補助金及び間接経費については、費用の付替によるものとする。
 - (3) 本学で経理する研究者に交付される補助金については、利用負担金通知書により請求するものとする。
 - (4) 本学以外の機関に所属する者については、本学の発行する請求書により定められた期日までに、指定口座に振り込むものとする。
- 2 前項第1号から第3号までに規定する納付方法により難いと管理責任者が特に認めた場合は、管理責任者が納付方法を別に定めることができる。
(利用者の遵守事項)

第11条 利用者は、設備等の利用に関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用を承認された目的以外に利用しないこと。
 - (2) 設備等を第三者に利用させないこと。
 - (3) 設備等を初めて利用する場合は、必要に応じて農場が指定する事前講習を受講すること。
 - (4) 設備等に特別の工作をし、又は現状を変更しないこと。ただし、管理責任者が認める場合を除く。
 - (5) 農場の設備等の保全に努めること。
 - (6) その他管理責任者が指示する事項
- 2 利用者は、設備等に異常があるときは、速やかに管理責任者に報告し、その指示に従わなければならない。

(利用の停止)

第12条 管理責任者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第8条第1項に定める設備等の利用承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させることができる。

- (1) 利用者が、この規程に違反し、又は違反するおそれがあると管理責任者が認めるとき。
 - (2) 利用者が、共同利用申請内容に虚偽の記載をしたとき。
 - (3) 利用者が、利用料を本学が指定する期日までに納付しないとき。
 - (4) 本学の管理上の事由により設備等の利用に支障があると管理責任者が認めるとき。
- 2 前項第1号から第3号までの事由により設備等の利用承認を取り消し、又は設備等の利用を停止させたことにより利用者に損害を及ぼすことがあっても、本学はその責めを負わない。

(原状回復)

第13条 利用者は、設備等の利用を終えたとき（管理責任者が前条第1項の規定により利用承認を取り消し、又は利用を停止させた場合を含む。）は、速やかに原状に回復するとともに、管理責任者の検査を受けなければならない。ただし、管理責任者が不要と認めたときは、この限りでない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、その責めに帰すべき事由により設備等を滅失又は毀損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密保持)

第15条 農場に所属する教職員並びに設備等を直接管理する教職員及び利用者は、次の各号のいずれかに該当するものを除き、設備等の共同利用等に関連して知り得た一切の情報を、相手方の書面による事前の同意なしに第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

- (1) 既に公知となっている情報
- (2) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に入手した情報
- (3) 相手方から当該情報を入手した時点で、既に自己が保有していた情報
- (4) 相手方から知り得た情報によらず、自己が独自に開発した情報
- (5) 相手方から当該情報を入手後、自己の責めによらずして公知となった情報
- (6) 裁判所、行政機関等の公的機関から法令に基づき開示を命ぜられた情報

(事務)

第16条 設備等の共同利用に関する事務は、北部構内事務部において処理する。

(疑義等の解決)

第17条 この規程その他の規則等に定めのない事項が生じた場合又は解釈に疑義が生じた場合は、その都度管理責任者及び利用者が協議の上、解決に努めるものとする。

(規程の変更)

第18条 管理責任者は、次の各号に掲げる場合には、利用者の同意を得ることなくこの規程を変更できるものとする。

- (1) 規程の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 規程の変更が、契約の目的に反せず、かつ、設備等管理上の必要性その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 前項による規程の変更に当たり、規程を変更する旨及び変更後の規程の内容並びにその効力発生日を、効力発生日までに農場のホームページへの掲示又は電子メールによる通知その他の適切な方法により、利用者に周知するものとする。

(その他)

第19条 この規程に定めるもののほか、設備等の共同利用に関し必要な事項は、管理責任者が定める。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

別表 1. 設備等の利用料（第 2 条、第 9 条関係）

設備等 番号	設備等名称	利用単位	利用料単価			備考
			第 4 条第 1 号に掲 げる者	第 4 条第 2 号に 掲げる者	第 4 条第 3 号に 掲げる者	
A-1	全天候型果樹実習ハウス（約1,000㎡）	1 月 / 1 棟当たり	89,500円	223,700円	583,800円	光熱水費については別途請 求するものとする。

1. 上記表中の利用料単価は、利用単位あたりの設備等利用に係る金額（消費税相当額を含む。）であり、これに利用単位数を乗じた金額を利用料とする。
2. 1 月未満の設備等利用及び 1 月を超える設備等利用に係る 1 月未満の端数については、それぞれ 1 月の設備等利用として、利用料を算出するものとする。
3. 第 4 条第 4 号に掲げる者の単価は、当該者の所属・身分等を勘案のうえ、管理責任者が指示するものとする。